

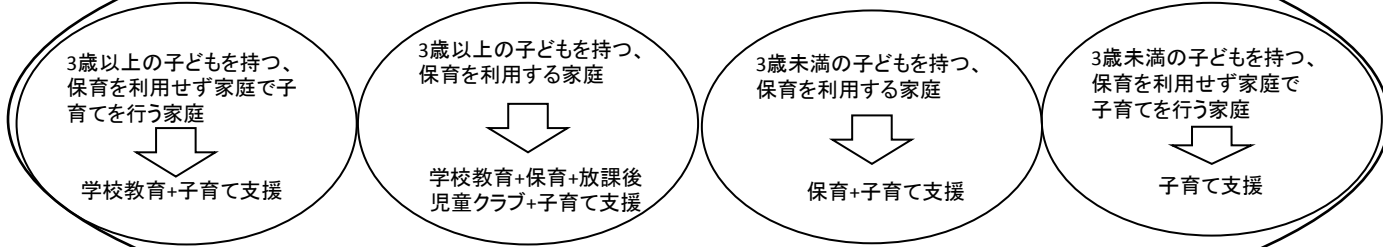
秋田県版「子ども・子育て会議」について

事業概要

事業名	内 容
<p>社会福祉審議会費</p> <p>455千円</p> <p>(⊖ 455)</p>	<p>1 事業目的</p> <p>子ども・子育て関連3法に基づく新制度の実施に向け、県に「子ども・子育て会議」を設置し、「秋田県子ども・子育て支援事業支援計画」（以下「県計画」という。）を策定する必要がある。</p> <p>本県では、秋田県社会福祉審議会を「子ども・子育て会議」として位置付けるとともに、県計画の策定等に関し調査審議するため、同審議会児童福祉専門分科会に新たな部会を設置する。</p> <p>2 実施主体 県</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 委員数 15名（臨時委員6名を含む）</p> <p>(2) 会議の開催回数 3回</p>

子ども・子育て支援新制度による支援の提供(イメージ)

子ども・子育て家庭の状況及び需要



ニーズ調査・把握

(現在の利用状況+利用希望)

市町村子ども・子育て会議

市町村 子ども・子育て支援事業計画(5ヶ年計画)

- 幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援にかかる市町村が定める区域ごとの「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」等

協議・調整

助言・援助調整

秋田県

子ども・子育て支援事業支援計画(5ヶ年計画)

- 幼児期の学校教育・保育に係る県が定める区域ごとの「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」
- 保育士等の人材確保・質の向上、専門知識を要する支援
- 市町村の区域を超えた広域的な見地からの調整(任意記載)等

秋田県子ども・子育て会議

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所
=施設型給付の対象※

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
事業所内保育事業者

=地域型保育給付の対象※

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり
- ・乳児家庭全戸訪問事業等

- ・延長保育事業
- ・病児・病後児保育事業

- ・放課後児童クラブ

※施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

秋田県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例案の概要

1 改正理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行により、同法第77条第4項各号に掲げる事務を処理させるため、秋田県社会福祉審議会を同項の規定に基づく合議制の機関として位置付ける必要がある。

2 改正内容

- (1) 秋田県社会福祉審議会を子ども・子育て支援法第77条第4項の規定に基づき、同項に規定する合議制の機関として位置付けることとする。（第1条関係）
- (2) 秋田県社会福祉審議会の組織及び運営については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第8条から第11条まで及び第12条第2項並びに社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第2条及び第3条並びにこの条例に定めるところによることとする。（第3条関係）
- (3) 秋田県社会福祉審議会に設置する児童福祉専門分科会に、子ども・子育て支援法第77条第4項各号に掲げる事務について調査審議するための部会を設けることとする。（第8条関係）
- (4) その他所要の規定の整備を行うこととする。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。